

169 工学博士古市公威他二十一名文官任用制度改正に関する

建議

〔大正七年二月〕

(注記¹)

別紙工学博士古市公威外二十一名ノ建議ニ係ル文官任用制度改正ニ関スル件ヲ審査スルニ建議ノ要旨ハ鉄道、製鉄、土木、鉱山、電気等ノ事業ニ関スル官庁並陸海軍ニ在リテモ技術ヲ主トスル部局ノ長官ハ専門的ノ素養經驗ヲ有スル技術者ヲ以テ之ニ任セサルヘカラス蓋シ政府ノ事務ハ必シモ法制ヲ以テ基礎ト為スモノニ非ス方面ニ依リテハ技術ヲ以テ心核トナスモノ尠カラ

(注記²)

ス此等ノ事務ヲ統裁スル者亦単ニ一般法制ニ通スルニ止マルトセハ根本ノ知識ニ於テ既ニ闕クル処アリ專ラ下僚ニ任セハ曠職ニ近ク勵精自ラ用ウレハ危殆ニ頻ス甚シキハ功ハ之ニ居リ過ハ之ヲ下僚ニ嫁スルニ至ル加之一般文官ハ其ノ宏通ノ資格ニ憑リ甲乙部局ニ歴任シテ榮達ノ段階ト為スヲ免レス之ニ反シ身ヲ技術ニ起ス者ハ其ノ修ムル所專ラナルヲ以テ一意本領ヲ守リ久シキヲ経テ渝ルコトナシ事ニ通スルノ精粗、績ヲ挙クルノ難易彼是同日ノ論ニ非ス故ニ適材ヲ適処ニ置カムトセハ技術ニ関スル官庁又ハ部局ノ長ハ宜シク専門技術ノ知識經驗アル者ヲ以テ之ニ任スルノ制ト為ササルヘカラスト云フニ在リ
仍テ案スルニ技術ニ関スル官庁又ハ部局ノ長官タル者ハ技術ノ素養經驗ナキ一般行政官ヲ以テ之ニ任スヘキヤ將タ技術者ヲ以テ之ニ任スヘキヤハ大ニ考慮スヘキ問題ナリト雖單ニ技術ニ関

スル官庁又ハ部局ト称スルモ其ノ軌一ナラス(一)衛生試験所、工業試験所、農業試験場ノ如キ技術ヲ專トセル官庁ニ在リテハ現行ノ官制上其ノ長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツルニ於テ異例アルナシ是レ該官庁ニ於テハ行政事務ト目スヘキモノハ單ニ文書會計ニ関スル雜務ニ過キス故ニ若シ其ノ長ヲ行政官トシ技術者ヲ之ニ配屬スルカ如キハ徒ニ冗官ヲ置クノ謗ヲ免レス寧ロ技師ヲシテ之ニ長タラシメ其ノ専門的知識經驗ヲ發揮セシムルト同時ニ部下ノ技術者ヲ統轄主宰セシムルニ如カサルナリ(二)然リト雖鐵道、製鉄、造幣、土木、鉱山、電気等ニ関スル官庁又ハ部局例セハ鐵道院、製鉄所、造幣局、内務省土木局、農商務省鉱山局又ハ通信省電氣局ノ如キモノニ在リテハ其ノ所掌技術ニ関スル所固ヨリ少カラスト雖官庁又ハ部局ノ主務ハ經濟的行政的方面ニ在リ行政ハ主ニシテ技術ハ從タリ經濟、法制ノ素養經驗アル者ヲシテ之ニ長タラシメ技術者ヲ善導督勵シ以テ官庁、部局ノ任務ヲ尽サシムヘキナリ技術者ヲシテ之ヲ主宰セシメ以テ常ニ能ク行政ノ目的ヲ達成セシムコトヲ期シ能ハサルヤ明ケシ特ニ技術ノ益進歩發達スルニ從ヒ各科ノ専門一層多岐二分レ技術者トシテ優秀堪能ナル者ト謂ヘハ寧ロ專ラ其ノ一科一専門ニ精シク他科ノ技術ニ通スルモノ少キヲ以テ此等各科専門ノ技術者ヲ統轄スル能力ヲ有スル宏通ノ技術者ヲ得ルコト頗ル難シ偶々之アリトスルモ更ニ行政上ノ手腕ヲ具有スル者ヲ求ムルコトハ到底至難タリ故ニ斯ル官庁又ハ部局ニ於テハ宜シク行政官ヲシテ之カ長タラシメ技術者ヲシテ之ヲ補助シ以テ各其ノ職能ヲ發揮シ官庁部局ノ任務ヲ完カラシムヘキナリ

然リト雖時ニ技術者ニシテ官務ニ従事シタル経験ニ依リ自ラ行政ノ事務ニ通スルニ至リ技術ニ関スル官庁、部局ノ長タルニ適スル者ナキニ非ス以是大正二年文官任用令ヲ改正シ一般奏任文官タル資格ヲ有セサル者即チ技術官ノ如キ者ト雖勅任官トシテ二年以上又ハ高等官三等ノ奏任官トシテ二年以上在職セハ銓衡ニ依リ勅任文官ニ任用シ得ルノ途ヲ啓キ同時ニ技術官ハ初叙官等六等ノ制限ニ依ラス直ニ勅任官ニモ叙等任用シ得ル旨ヲ定メ適材有為ノ技術官ヲ採用スルノ便ヲ開キタルト同時ニ技術官ニシテ行政上ノ知識経験ヲ具有スル者アラムニハ技術ニ関スル官庁、部局ノ長タル勅任文官タラシムルノ制ヲ樹テタリ

之ヲ要スルニ現行官制及任用令ニ於テハ技術ヲ專トスル官庁又ハ部局ニ於テハ技術者ヲシテ其ノ長トスルノ制ヲ採リ其ノ他ノ官庁、部局ニ在リテハ行政官ヲ以テ其ノ長トスルノ原則ヲ採レトモ技術ニ関スル官庁部局ニ付テハ時ニ技術者ニシテ行政上ノ知識経験ヲ具フル適材アラムニハ之ヲシテ其ノ長タラシメ得ルノ制タリ蓋シ概ネ建議ノ趣旨ニ副フモノト謂ヘシ然レトモ更ニ一步ヲ進メ苟モ技術ニ関スル官庁又ハ部局ノ長ハ技術者ヲ以テ之ニ任セサルヘカラストノ制トセムカ技術者中ニ適材ヲ求ムルコト至難ナルノミナラス到底當該官庁又ハ部局ノ機能任務ヲ完ウスル能ハサルヤ必セリ而シテ本建議ノ主張寧口此ノ点ニ在ルカ如シ果シテ然ラハ是レ技術者タル本分ト職能トヲ不当ニ拡大セムトスルモノナルト同時ニ文官任用ノ制度上採用スヘキ限ニ非サルモノト思考ス

有松法制局長官

文官任用令

大正二年七月
勅令第二百六十一号

第一条 文官ノ任用ハ親任式ヲ以テ任スル官及特別ノ規程ヲ設クルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 勅任文官ハ第五条第一項ノ資格ヲ有シ一年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等

ノ職ニ在リタル者ヨリ之ヲ任用ス

(注記3)

第三条 (朱息) 第五条第一項ノ資格ヲ有セス二年以上勅任文官ノ職ニ在リタル者又ハ奏任文官トシテ二年以上高等官三等ノ職ニ在リタル者ハ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ勅任文官ニ任用スルコトヲ得但シ大正二年勅令第二百六十二号第一条ニ掲クル文官ノ職ニ在リタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 陸海軍將官ハ各其ノ部内ノ勅任文官ニ任用スルコトヲ得

第五条 奏任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 文官高等試験ニ合格シタル者

二 外交官及領事官試験ニ合格シ二年以上外交官又ハ領事官ノ職ニ在リタル者

三 二年以上判事又ハ検事ノ職ニ在リタル者

二年以上奏任教官ノ職ニ在リタル者ハ之ヲ文部部内ノ奏任文官ニ任用スルコトヲ得

第六条 判任文官ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 中学校又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等以上ト認定シタル学

校ヲ卒業シタル者

二 一般ノ専門学校入学ニ関スル試験検定ニ合格シタル者

三 専門学校令ニ依リ法律学、政治学、行政学又ハ経済学ヲ

教授スル学校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ学校ヲ卒業

シタル者

四 文官普通試験ニ合格シタル者

五 文官高等試験ニ合格シタル者

六 三年以上文官ノ職ニ在リタル者

七 五年以上雇員タル者

第七条 教官、技術官其ノ他特別ノ學術技芸ヲ要スル文官ハ高

等試験委員、判任官ニ在リテハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經

テ之ヲ任用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

従前ノ規定ニ依リ文官タル資格ヲ有スル者ハ仍其ノ規定ニ依リ

之ヲ任用スルコトヲ得

(朱書)

○任用分限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官

ニ関スル件

大正二年七月
勅令第二百六十二号

第一条 左ニ掲クル諸官ニハ文官任用令、文官分限令並高等官

官等俸給令第四条及第五条ノ規定ヲ適用セス

内閣書記官長

法制局長官

各省参政官

各省副参政官

秘書官

秘書

第二条 教。官。技。術。官。其。ノ。他。特。別。ノ。学。術。技。芸。ヲ。要。ス。ル。文。官。ニ。ハ

高。等。官。官。等。俸。給。令。第。四。条。ノ。規。定。ヲ。適。用。セ。ス。

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年勅令第百六十二号、明治四十三年勅令第二百八十

八号及同年勅令第二百八十九号ハ之ヲ廃止ス

●工業試験所官制

明治三十三年六月四日

勅令第二百五十八号總、農、大臣副署

改正、三九年第九五号

朕工業試験所官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

工業試験所官制

第一条 工業試験所ハ農商務大臣ノ管理ニ属シ工業ニ関スル試

験、分析及鑑定ノ事ヲ掌ル

第二条 工業試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師

技手

書記

一人

專任(九人) (内一人ヲ勅任ト)

為スコトヲ得

專任(二十) (加筆・朱書)

專任(三) (加筆・朱書)

第三条 所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ農商務大臣ノ指揮監督ヲ承

ケ所中全般ノ事務ヲ掌理ス

第四条 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ分掌ス

第五条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ従事ス

第六条 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

●衛生試験所官制

明治二十三年八月四日

勅令第百五十五号総、内、大臣副署

改正 二六年第一三二号、一九九年第三六一号、三

三年第六二二号、三五年第六三三号、三九年第三五号

朕衛生試験所官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

衛生試験所官制

第一条 東京^(加筆・朱書)及大阪^(抹消)ニ衛生試験所ヲ置ク

第二条 衛生試験所ハ内務大臣ノ管轄ニ属シ衛生上試験ニ関ス

ル事項ヲ取扱フ所トス

第三条 各衛生試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

技師

技手

書記

第四条 所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ

所内ノ事務ヲ管理シ所属職員ヲ統督ス

第五条 技師ハ奏任トシ専任^(抹消)〔九〕^(加筆・朱書)〔八〕人ヲ以テ定員トス各試験

所ニ分属シ所長ノ指揮ヲ承ケ試験ノ事務ヲ分掌ス

第六条 技手ハ判任トシ専任二十^(抹消)〔六〕^(加筆・朱書)〔四〕人ヲ以テ定員トス上

官ノ指揮ヲ承ケ所務ニ従事ス

第七条 書記ハ判任トシ専任^(抹消)〔六〕^(加筆・朱書)〔七〕人ヲ以テ定員トス上官ノ

指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第八条 各試験所事務ノ分課ハ内務大臣之ヲ定ム

●農事試験所官制

明治二十六年四月八日

勅令第十八号総、農、大臣副署

改正 三六年第三九号第二三五号、三八年第一

〇〇号

朕農事試験場官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

農事試験場官制

第一条 農事試験場ハ農商務大臣ノ管理ニ属シ左ノ事務ヲ掌ル

一 農産ノ増殖改良ニ関スル試験

二 土壤、肥料、農産物、農産製造品其ノ他農業上ニ関係ア

ル物料ノ分析、鑑定及調査

三 種苗配布

四 講話

第二条 農業試験場ニ左ノ職員ヲ置ク

場長

技師

技手

書記

第三条 場長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ農商務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ場中全般ノ事務ヲ掌理ス

第四条 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ掌ル專任技師ハ^(抹消)〔三十二〕^(加筆・朱書)四^(加筆・朱書)〔二十八〕人ヲ以テ定員トス〔内〕一人ヲ勅任ト為スコトヲ得

第五条 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ場務ニ従事ス專任技手ハ^(抹消)〔四十二〕^(加筆・朱書)〔三十八〕人ヲ以テ定員トス

第六条 書記ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス專任書記ハ八人ヲ以テ定員トス

第七条 農商務大臣ハ必要ト認ムル地ニ農事試験支場ヲ置キ農事試験場職員ヲ派シ本場ノ事務ヲ分掌セシムルコトヲ得

第八条 農事試験場及支場ノ位置及名称ハ農商務大臣之ヲ定ム

〔表紙〕
〔注記4〕

建議

下名等謹テ書ヲ寺内内閣總理大臣閣下ニ呈ス熟ラ高等文官任用ノ制ヲ案スルニ特別任用令ニ依ルモノヲ除キ他ハ職務ノ何タルヲ問ハス総テ高等文官試験ヲ經サルヘカラス是ヲ以テ専門ノ技術ヲ主トスル部局ニ在リテモ其長タル者ハ一般ノ高等文官ヲ以テ之ニ充テ大正二年ノ改正ニ依リ稍々薦用ノ路ヲ広ムル所アリト雖モ尚未タ旧套ヲ脱スルニ至ラサルハ下名等ノ遺憾トスル所ナリ

政府ノ事務ハ必スシモ法制ヲ以テ基礎ト為スモノニ非ス方面ニ依リテハ技術ヲ以テ心核トスルモノ尠カラス此等ノ事務ヲ統裁スル者亦単ニ一般法制ニ通スルニ止マルトセハ根本ノ知識ニ於テ既ニ闕クル所アリ專ラ下僚ニ任セハ曠職ニ近ク厲精自ラ用フレハ危殆ニ瀕ス甚シキハ功ハ之ニ居リ過ハ之ヲ下僚ニ嫁スルニ至ル是レ豈其任ニ非スシテ其位ニ居ルノ弊ニ非ストセンヤ加之一般文官ハ其宏通ノ資格ニ憑リ甲乙部局ニ歴任シテ榮達ノ段階ト為スヲ免レス之ニ反シ身ヲ技術ニ起ス者ハ其修ムル所專ラナルヲ以テ一意本領ヲ守リ久シキヲ經テ渝ルコトナシ夫ノ朝ニ來リタニ去ル者ト事ニ通スルノ精疎、績ヲ挙クルノ難易其科ヲ同ウセサルハ亦觀易キノ理ナリ此故ニ軍人ヲ統率スル者ハ必ス軍人ナルト同シク鐵道製鉄土木鉦山電氣等ノ事業ニ関スル各庁ノ如キ陸海軍ニ在リテモ技術ヲ主トスル部局ノ如キ其長官ヲ任用スルニ専門的ノ素養經驗ヲ有スルヲ以テ其要件ト為スハ所謂適材ヲ適処ニ置クモノニシテ国家人才ヲ待ツノ道ニ於テ亦必ス然ラサルヘカラサルモノト信ス是レ下名等カ高明ニ訴ヘテ文官任用令ノ改正ヲ図ラントスル所以ナリ

下名等身ヲ技術界ニ置クコト数十年事ノ表裏ト利弊トニ於テ久ク知察スル所アリ現状ヲ以テ推移スルトキハ我國工業ノ發達ヲ阻礙シ世界ノ進運ニ適應スル能ハサルハ亦疑ヲ容レス是レ下名等カ憂慮措ク能ハサル所ニシテ此言ヲ建ツル所以ナリ本書名ヲ署スル者下名等數人ニ過キスト雖モ其実体ニ於テ工学各部門一般ノ意見ナルコトハ閣下ノ深ク之ヲ諒トセラレントコトヲ望ム

大正六年十一月

〔封書表〕

〔朱書〕

十一月十四日

〔古市博士已下持参〕

〔表紙〕

建議

〔注記5〕

拜啓陳者先般拙者外二十一名ヨリ内閣総理大臣宛提出致候文官
任用令改正ノ建議ニ対スル法制局長官意見御回付相成謹誦致候
処拙者共ニ於テハ其所論ニ同意難致更ニ別紙提出致候間可然御
取計被下度此段御依頼申上候 敬具

二月十日

古市公威

児玉内閣書記官長殿

下名等謹テ再ヒ書ヲ寺内内閣総理大臣閣下ニ呈ス下名等曩ニ文
官任用令ノ改正ニ関シ高明ニ訴フル所アリタルニ速ニ法制局長
官ヲシテ之ニ答ヘシメラル國務多端ノ秋ニ方リ是ノ如キ高慮ヲ
辱ウシタルハ下名等ノ感激ニ堪ヘサル所ナリ
法制局長官ハ現行任用令ヲ以テ完全ナルモノトナスカ如シ其所
論ヲ概スルニ左ノ数項ニ外ナラス

一 鉄道製鉄其他技術ニ関スル官庁又ハ部局ニ於ル主務ハ経済的
行政的方面ニ在リ行政ハ主ニシテ技術ハ従タリ故ニ経済法制

内閣総理大臣 伯爵寺内正毅殿

- 工学博士 古市公威 ⑩
- 工学博士 辰野金吾 ⑩
- 工学博士 高松豊吉 ⑩
- 工学博士 石黒五十一 ⑩
- 工学博士 渡邊 渡 ⑩
- 工学博士 野村龍太郎 ⑩
- 工学博士 阪田貞一 ⑩
- 工学博士 日下部辨二郎 ⑩
- 工学博士 浅野應輔 ⑩
- 工学博士 廣井 勇 ⑩
- 工学博士 田邊朔郎 ⑩
- 工学博士 中島鋭治 ⑩
- 工学博士 山川義太郎 ⑩
- 工学博士 寺野精一 ⑩
- 工学博士 塚本 靖 ⑩
- 工学博士 平賀義美 ⑩
- 工学博士 安永義章 ⑩
- 工学博士 難波 正 ⑩
- 工学博士 朝永正三 ⑩
- 工学博士 曾禰達藏 ⑩
- 工学博士 渡邊嘉一 ⑩
- 工学博士 白石直治 ⑩

ノ素要経験アル者ヲシテ之カ長タラシメ技術者ヲ善導督励スルヲ適當トス

二技術ノ進歩発達ニ随ヒ各科ノ専門一層多岐二分レ其各科ノ技術ヲ統轄スルノ能力ヲ有スル技術者ヲ得ルハ難シ行政上ノ手腕ヲ併有スル者ヲ求ムルハ更ニ至難ナリ

三大正二年文官任用令ノ改正ニ依リ適材有為ノ技術官ヲ文官ニ登庸スルノ途ヲ開キタルヲ以テ更ニ改正ノ必要ナシ

叙上ノ論旨ハ大ニ事実ニ反スル所アリ以下逐次之ヲ弁明スヘシ
一 鉄道製鉄土木鉱山電気船舶等ノ技術ニ関スル官庁又ハ部局ニ在リテ当該専門ノ技術ヲ除カハ余ハ概ネ常識ヲ以テ律シ得ヘキ普通ノ事務ニシテ斯ル事務ノ執行ニ要スル經濟法制ノ素養ナルモノハ敢テ深遠ナル學識ヲ要スルモノニ非ス苟モ高等ノ教育ヲ受ケタル者ハ技術者ト雖モ經濟法制ニ関スル一般ノ知識ヲ得ルコト容易ナリ況ンヤ其官庁又ハ部局ニ長タラントスル技術者ハ概ネ皆当該官衙ノ事務ニ從ヒ充分經驗ヲ積ミタル後ニ登庸セラル、モノナルニ於テオヤ現ニ技術出身者ニシテ部局ノ長トナリ事務官ヲ善導督励シ以テ能ク其任務ヲ尽クシツ、アルノ例多々アルニ非スヤ

二 技術者ハ各科ノ技術ヲ統轄スルノ能力ナシトハ要スルニ學術ノ進歩ハ漸次分業的即チ「スペシヤリゼーション」ニ赴クノ趨向アリトノ意ナルヘシ是レ技術ニ関スル學界ノ事情ニ迂ナルヲ証スルモノナリ若シ夫レ高等ノ技術教育ヲ受ケタル後尚ホ進ンテ専心技術ノ研究ニ従事スル者ニ在リテハ分業ノ趨向アリト云フ或ハ然ラン而レトモ高等技術教育ニ於テ關係學科

ノ大体ニ就キ知識ヲ得ルコトハ輒近一層其必要ヲ感スルニ至レリ是レ技術師ノ教育ト技手ノ教育ト自ラ異ナル所以ナリ「ゼネラリゼーション」ハ士官ヲ作り「スペシヤリゼーション」ハ兵卒ヲ作ルトハ欧米ニ於テ常ニ聞ク所ノ言ナリ仮リニ數歩ヲ讓リテ法制局長官ノ言ノ如ク分業ノ趨向アリトスルモ一部分ノ知識ヲ有スル者ヲ採用スルヨリモ寧ロ全然其道ノ知識ナキ者ヲ採用セヨト云フカ如キハ無稽ノ論ト謂ハサルヲ得ス又行政上ノ手腕ヲ併有スル者ヲ得ル更ニ至難ナリトアレトモ是レ亦何ノ依拠スル所アルヲ知ラス

三大正二年ニ於ル文官任用令ノ改正ハ技術者ノ為多少任用ノ便ヲ開キタルカ如シト雖モ技術ノ知識皆無ナル者ヲシテ其銓衡ノ任ニ當ラシムル制度ノ効力ヲ發揮スルヲ得サルハ言ヲ俟タサル所ナリ況ンヤ其意義ヲ曲解シ若ハ恣ニ内規ヲ設ケ其適用ノ範圍ヲ縮少スルカ如キ傾向アルニ於テオヤ其一例ヲ示セハ現ニ某局長トシテ技術師ノ適任タルヲ認めナカラ之カ銓衡ヲ拒ミ二人マテモ纔ニ局長心得ノ名義ヲ以テ其職ニ就カシムルニ至レリ

之ヲ要スルニ法制局長官ノ所論ハ座上一片ノ空論ニシテ實際ノ事情ニ適合スルモノニ非ス現行任用令ノ不備ナルモ亦主トシテ此点ニ在リ乞フ之ヲ実状ニ徴セシメヨ從來普通ノ行政官ニシテ技術ヲ主トスル官庁又ハ部局ニ長トナルヤ先ツ下僚ニ就キ技術ニ関スル淺薄ナル知識ヲ得テ稍ク其事務ニ當ルヲ常トス其安ンシテ職ニ居ルヲ得ルハ一ニ職員ノ進退ヲ掌ルニ因ル人材配置ノ方途ヲ誤レル夫レ此ノ如シ我邦ニ於ル殖産興業ノ振ハサル亦故

ナキニ非ルヲ知ルヘシ下名等カ曩ニ卑見ヲ閣下ニ呈シタルハ下名等多年ノ経験ニ依リ国運ノ発展ニ資セントスルノ誠意ニ外ナラス今ヤ我邦ハ世界列国ト戦後ニ於ル工業上ノ競争場裏ニ立タサルヲ得サルノ機運ニ際会シ科学ノ益々重ンセサルヘカラサルノ時ニ方リ現時ノ状態ヲ以テ推移センカ真ニ寒心ニ堪ヘサルモノアラン之カ改善ヲ謀ルハ実ニ刻下ノ急務ナリトス是レ下名等カ再ヒ明鑑ヲ煩ハシ以テ当初ノ目的ヲ達セントスル所以ナリ希クハ閣下之ヲ諒トセラレンコトヲ

大正七年二月十日

古市公威 印

石黒五十二 印

野村龍太郎 印

辰野金吾 印

渡邊 渡 印

高松豊吉 印

浅野應輔 印

日下部辨二郎 印

白石直治 印

廣井 勇 印

中島鋭治 印

山川義太郎 印

寺野精一 印

塚本 靖 印

田邊朔郎 印

曾禰達藏 印

阪田貞一 印

渡邊嘉一 印

安永義章 印

平賀義美 印

朝永正三 印

難波 正 印

内閣総理大臣伯爵 寺内正毅殿

〔注記1〕

〔首相閣下 十一月廿四日

花押(寺内(見五ノ下條)

印/雑甲一八二ノ本主旨明

了当然ナリ願クハ此意ヲ建議左ニ内告シタシ

〔注記2〕

〔十七〕(簿冊内件名番号)

〔注記3〕

〔本条ノ立法趣旨ハ主トシテ技術ニ関スル官庁又ハ部局ノ長ニ技術者ニシテ行政ノ経験アル者ヲ任用スルニ在リ〕

〔注記4〕

〔了 十一月十七日

花押(寺内)

〔注記5〕

〔雑甲一八二ノ二〕

〔大正六年 公文雑纂 建議、請願 一〕
止 卷四十三 2A, 14, 1416